



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 8 7 号 令和 7 年 1 月 3 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった件	環境指導課
5 8	保安林の指定施業要件を変更する件	森林土木・保全課
5 9	同	同
6 0	同	同
6 1	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	同

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 6 年 1 2 月 2 4 日 付け 徳島県報 第 7 7 8 号 徳島県公安委員会規則 第 1 8 号 中 訂 正	公安委員会

徳島県告示第五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条第一項及び第十五条の二の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の六第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示し、申請書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の変更に關し利害關係を有する者は、次により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載したもの）を提出することができる。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請者等

1 申請者

- (一) 名 称 株式会社明和クリーン
- (二) 住 所 三好市山城町大和川六九七番地一
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 楠本隆文

2 施設の設置の場所

三好市山城町寺野字大休場九五六番ほか百四十六筆

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び令第七条第十四号八に規定する産業廃棄物の最終処分場

4 施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物にあつては、焼却灰、ばいじん、不燃ごみ及び有機性汚泥
産業廃棄物にあつては、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん及び令第二条第十三号に規定する廃棄物（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

特別管理産業廃棄物にあつては、廃石綿等

5 申請年月日

令和七年一月十五日

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

徳島県生活環境部環境指導課、徳島県西部総合県民局美馬庁舎及び三好市役所

2 縦覧の期間

令和七年一月三十一日から
令和七年二月二十八日まで

3 縦覧の時間

午前九時から午後四時まで

三 意見書の提出期限及び提出先

1 意見書の提出期限

令和七年三月十四日。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

2 意見書の提出先

〒七七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県生活環境部環境指導課

電話番号 八八―六二一―二二六八

徳島県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
勝浦郡上勝町大字正木字西槻地八三、一〇〇の二、大字福原字月ヶ谷三三の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西槻地八三・一〇〇の二・字月ヶ谷三三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡美波町木岐字日尻八八九の七、八八九の二六、八九六の五、八九六の八、字本村六八七の三、赤松字栗作二二九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字栗作二二九（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日尻八八九の七・八八九の二六・八九六の五・八九六の八・字本村六八七の三・字栗作二二九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美波町役場に備え置いて縦覧に供する。

徳島県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町神野字神野前下七七の三、相川字中野二〇六の二、小川字棕野々一六、字玉笠八六の三九、八六の六六、八六の七〇、八六の七一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字棕野々一六（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第六十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年一月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
板野郡上板町（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二） 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上板町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和六年十二月二十四日付け徳島県報第七百七十八号徳島県公安委員会規則第十八号中
次のとおり訂正

正 誤

ページ	十一	行
一	第28条・第29条	誤
十四及び十五	別添のとおり	
	第28条・第29条	正
	別添のとおり	

別記様式第3号(表)

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">意見の聴取通知書</p>								
<p>あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。</p>								
意見の聴取日時	年 月 日		時 分					
意見の聴取場所								
処 分 を し よ う と す る 理 由								
<p style="text-align: center;">年 月 日 時ころ における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。</p>								
処 分 理 由	違反(事故)発生日月日	違反行為の種別等	交通事故の種別					点数
			物	傷	死	軽	重	
		過去3年以内の 行政処分歴	回	累積点数			点	

※ 裏面を必ずお読み下さい

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を必ず同封のはがきで至急回答してください。
- 2 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなく出席しなかったときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 3 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、代理人資格証明書に記入し、署名押印して、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書・免許証（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車は運転しないで、おいでください。